横手市管路整備事業（ＤＢ方式第１期）

募集要項

令和８年11月

横手市上下水道部

【募集要項】

目 次

第１章 募集要項の位置づけ 1
第２章 一般事項 2
２．１ 本事業の概要 2
２．２ 対象施設 4
２．３ 業務範囲 6
２．４ 事業期間 7
２．５ 見積上限価格 7
２．６ 遵守すべき法制度等 7
２．７ 事業実施状況のモニタリング 10
第３章 プロポーザル応募の手続等 11
３．１ 募集等のスケジュール 11
３．２ 応募者の構成 12
３．３ 事業スキーム 12
３．４ プロポーザル応募に関する手続き 13
３．５ プロポーザル応募に関する留意事項 16
３．６ 担当窓口 17
第４章 応募者の備えるべき応募資格要件 18
４．１ 応募者に共通する資格条件 18
４．２ 設計企業の資格条件 18
４．３ 管材企業（代表企業）の資格条件 19
４．４ 管工事企業の資格条件 19
４．５ 協力企業のうち建設企業の資格条件 20
４．６ 協力企業のうち管工事企業の資格条件 20
４．７ 応募者の制限 20
４．８ 応募資格の喪失 20
４．９ 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い 21
第５章 プロポーザル応募時の提出書類 22
５．１ 応募資格審査書類 22
５．２ 提案書類 23
第６章 事業者の選定方法 24
６．１ 応募資格の審査 24
６．２ 提案書類の確認 24
６．３ 提案価格・基礎審査 24
６．４ 選定委員会 25

６．５ プレゼンテーションの実施 25
６．６ 提案内容の審査 25
６．７ 最優秀提案者等の選定 25
６．８ 優先交渉権者の決定 25
６．９ 審査結果の通知及び公表 25
第７章 本市と事業者の責任分担 26
７．１ 基本的考え方 26
７．２ 予想されるリスクと責任分担 26
第８章 契約に関する事項 29
８．１ 契約手続き 29
８．２ 契約の枠組み 29
８．３ 契約保証金 30
第９章 対価の支払い 31
９．１ 費用の構成 31
９．２ 費用の調達 31
９．３ 費用の支払方法 31
９．４ 物価変動による設計及び工事費の変更 31

第１章　募集要項の位置づけ

横手市管路整備事業（ＤＢ方式第１期）募集要項（以下、「募集要項」という。）は、横手市上下水道部（以下、「本市」という。）が「横手市管路整備事業（ＤＢ方式第１期）」（以下、「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式（ＤＢ方式）により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

（１）　要求水準書

（２）　事業者選定基準

（３）　提出書類作成要領及び様式集

第２章　一般事項

２．１　本事業の概要

（１）　事業の目的

本市は、令和７年３月に策定した「横手市上水道事業管路更新計画」に基づき、令和 20 年度までを見据えて、災害時に拠点となる重要施設へ供給する管路や、老朽化や漏水事故が多い樹脂系管路を優先して更新する目標を掲げている。本事業は、水道管路の耐震化及び安定供給の確保に向けた管路更新の推進を目的とする。

表　２－１　管路更新事業の概要

新規	緊急時給水拠点確保等事業【重要給水施設配水管】	延長　50.5km　　事業費　74.5億円 対象管路　基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に供給する管路
新規	配水管網ブロック化事業	延長　1.6km、流量監視　1式　　事業費　15.0億円 対象管路　横手地域、十文字地域
新規	老朽管更新事業≪漏水防止対策≫	延長　8.9km　　事業費　9.6億円 対象管路　横手地域、雄物川地域、大森地域、十文字地域
継続	老朽管更新事業	延長　0.5km　　事業費　1.1億円 対象管路　横手地域
継続	水道管路緊急改善事業	延長　3.6km　　事業費　6.8億円 対象管路　雄物川地域

（出典：横手市上水道事業　管路更新計画 P.6、令和７年３月）

（２）　事業名称

横手市管路整備事業（ＤＢ方式第１期）

（３）　事業場所

横手市水道事業給水区域内

（４）　管理者名

（横手市水道事業管理者）　横手市長　髙橋　大

（５）　事業方式

本事業の発注方式は、設計及び施工を一括して事業者に委ねる設計・施工一括発注方式（ＤＢ方式）とする。なお、設計及び施工に必要な資金については本市が調達する。

（６）　事業者選定方式

本事業は、本対象路線に関する設計及び施工に係る技術提案を公募し、応募者の新技術などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

２.２　対象施設

本事業の対象施設の概要は、表 ２-２及び表 ２-３に示すとおりとする。

表 ２-２　主な事業内容

路線番号	仕様・規模等	区分	備考
1-A	DIP-K　φ450　L＝310m	送水管	耐震補強金具設置：93 箇所 耐震継ぎ輪設置(管路部)：13 箇所 耐震継ぎ輪設置(構造物部)：２箇所
1-B	DIP-K　φ600　L＝830m DIP-K　φ500　L＝1,190m	配水本管	耐震補強金具設置：362 箇所 耐震継ぎ輪設置(管路部)：76 箇所 耐震継ぎ輪設置(構造物部)：８箇所
1-C	DIP-K　φ450　L＝620m DIP-K　φ350　L＝450m	配水本管	給水管接続替　N＝18 戸 推進工　L＝15m　N＝１箇所
1-D	DIP-A／K　φ150　L＝470m	配水本管	給水管接続替　N＝2 戸
1-E	DIP-K　φ250　L＝50m DIP-A　φ150　L＝270m DIP-A　φ100　L＝530m	配水本管	給水管接続替　N＝17 戸
1-F	CIP／DIP-K　φ200　L＝170m	配水本管	給水管接続替　N＝７戸
事業対象区間　L＝4,890m（内　布設替区間 2,560m） 耐震補強金具設置：455 箇所　耐震継ぎ輪設置：99 箇所　給水管接続替：N＝44 戸			

表 ２-３　路線概要

路線番号	概　要	竣工年度	備考
1-A	大沢浄水場から大沢配水池までの送水管継手部分を耐震補強金具で補強する	H07・H10	交付金対象予定
1-B	大沢配水池からの最上流区間の配水本管継手部分を耐震補強金具で補強する	H02～H06	
1-C	栄配水ポンプ場につながる重要な配水本管の布設替え	H04～H06	
1-D	最重要給水施設である赤坂総合公園、秋田ふるさと村、IRISO アリーナ横手につながる配水本管の布設替え	H02～H03 H10	
1-E	同上	H11 S52・S57	交付金対象予定 （一部区間）
1-F	重要な配水本管であるが、CIP 布設区間であり、老朽化が著しく早期に布設替えが必要	不明	交付金対象予定 （一部区間）

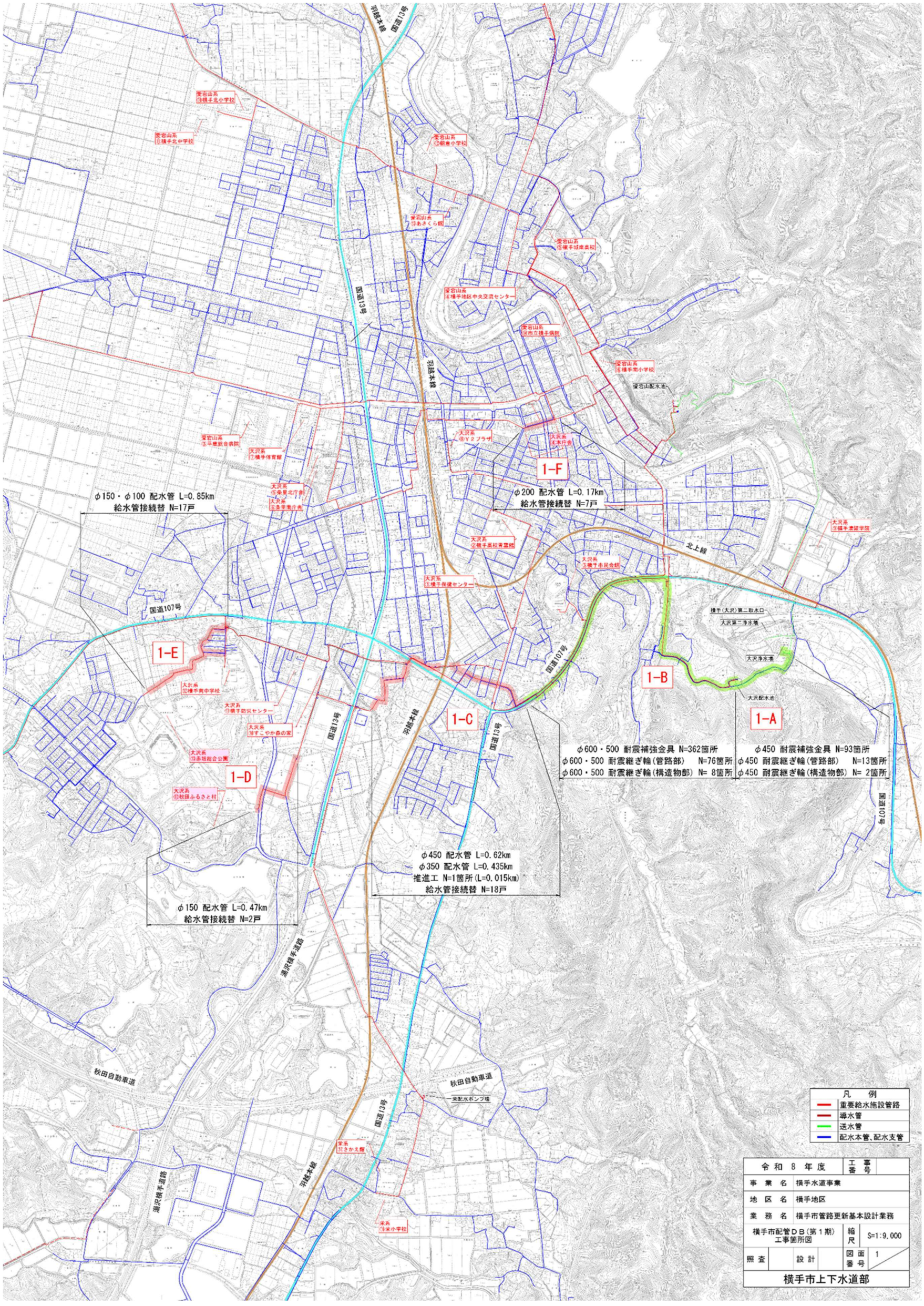

羽越本線
国道13号
愛宕山系
⑥横手北小学校
愛宕山系
⑩横手北中学校
愛宕山系
⑫朝倉小学校
愛宕山系
⑨あさくら館
愛宕山系
⑪横手城南高校
愛宕山系
④横手地区中央交流センター
愛宕山系
横市立横手病院
愛宕山系
⑥横手南小学校
愛宕山配水池
愛宕山系
①平鹿総合病院
大沢系
⑦横手体育館
大沢系
⑤栄里北庁舎
大沢系
⑤栄里南庁舎
大沢系
⑧Ｙ２プラザ
大沢系
本庁舎
大沢系
②横手高校青雲館
大沢系
③横手市民会館
大沢系
①横手保健センター
大沢系
⑫横手清陵学院
北上線
横手（大沢）第二取水口
大沢第二浄水場
大沢浄水池
国道107号
1-E
1-F
1-B
1-A
1-C
1-D
φ150・φ100 配水管 L=0.85km
給水管接続替 N=17戸
φ200 配水管 L=0.17km
給水管接続替 N=7戸
φ600・500 耐震補強金具 N=362箇所
φ600・500 耐震継ぎ輪（管路部） N=76箇所
φ600・500 耐震継ぎ輪（構造物部） N= 8箇所
φ450 耐震補強金具 N=93箇所
φ450 耐震継ぎ輪（管路部） N=13箇所
φ450 耐震継ぎ輪（構造物部） N= 2箇所
大沢系
⑭横手南中学校
大沢系
①横手防災センター
大沢系
すこやか森の家
大沢系
⑬赤坂総合公園
大沢系
⑫松田ふるさと村
φ450 配水管 L=0.62km
φ350 配水管 L=0.435km
推進工 N=1箇所（L=0.015km）
給水管接続替 N=18戸
φ150 配水管 L=0.47km
給水管接続替 N=2戸
湯沢横手道路
秋田自動車道
栄配水ポンプ場
栄系
⑪さかえ館
栄系
⑬栄小学校
凡　例
重要給水施設管路
導水管
送水管
配水本管、配水支管
令和８年度
工事番号
事業名 横手水道事業
地区名 横手地区
業務名 横手市管路更新基本設計業務
横手市配管ＤＢ（第１期）工事箇所図
縮尺 S=1:9,000
照査
設計
図面番号 1
横手市上下水道部

図 2－1　更新対象箇所図

２．３　業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び施工であり、その概要は表 ２−４に示すとおりである。また、対象路線の詳細は貸与する資料を参照すること。

表 ２−４　事業者が行う業務範囲の概要

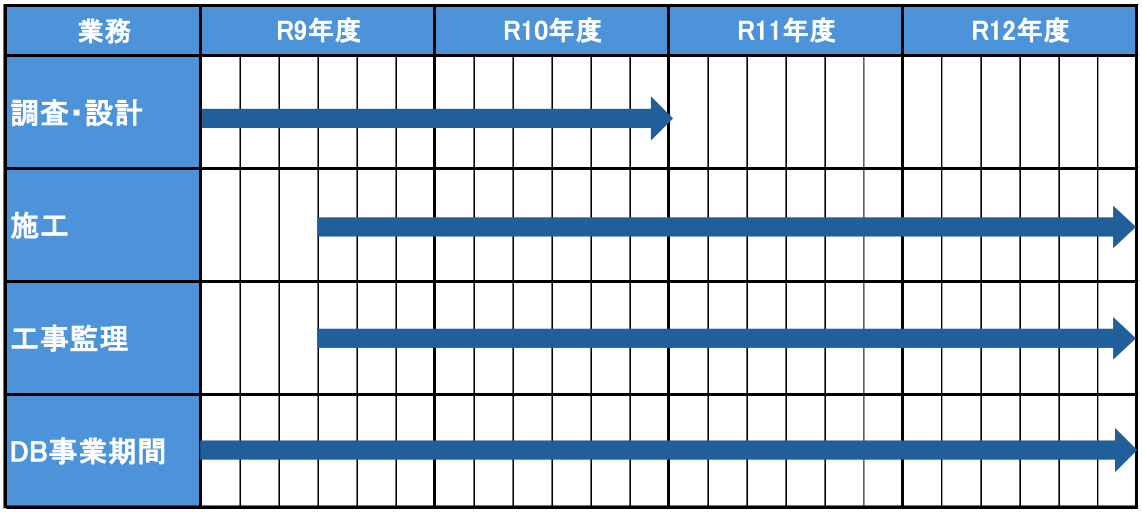
区　分	業　務	備　考
調　査	測量調査	設計及び施工に必要な部分の測量調査
	地質調査	設計及び施工に必要な部分の地質調査
	埋設物調査	設計及び施工に必要な部分の埋設物調査
	試掘調査	設計及び施工に必要な部分の試掘調査
	上記に伴う各種申請	調査に必要な各種申請書の作成を行う。
設　計	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果等を参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の詳細設計を行い事業費の算出を行う。また、設計図書の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の補助業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る本市の補助を行う。
	工事監理業務	出来高に対する施工監理を実施する。 また、主要工事の出来高精算に必要となる各種図書類の提出を行う。
工　事	工事業務	表 ２−２及び表 ２−３に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。なお、申請に必要な証紙等の費用は事業者の負担とする。
	家屋調査業務	設計時に建設工事に伴う調査の必要性が認められた場合は協議の上、事前及び事後調査を行う。
	出来高精算業務	工事の出来高精算に係る資料の作成を行う。

２．４　事業期間

令和 13 年 3 月 31 日まで

※ただし、詳細設計業務は令和 11 年 3 月 31 日までに完了すること

表　2－5　想定事業スケジュール



２．５　見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金	1,781,824,000 円
	（うち、消費税及び地方消費税額　161,984,000 円）
工事費	1,468,225,000 円
	（うち、消費税及び地方消費税額　133,475,000 円）
委託費	313,599,000 円
	（うち、消費税及び地方消費税額　28,509,000 円）

２．６　遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

（１）　関係法令

- 水道法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 環境基本法
- 河川法
- 森林法

- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 悪臭防止法
- 土壌汚染対策法
- ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン
- 電気事業法
- 電気用品安全法
- 電気関係報告規則
- 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 電気工事士法
- 電気通信事業法
- 有線電気通信法
- 公衆電気通信法
- 高圧ガス保安法
- 危険物の規制に関する政令
- 計量法
- クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ボイラー及び圧力容器安全規則
- 道路法
- 消防法
- 下水道法
- ガス事業法
- 毒物及び劇物取締法
- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 建設業法
- エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- 石綿障害予防規則
- 特定化学物質等障害予防規則
- 横手市情報公開条例
- 横手市個人情報の保護に関する法律施行条例
- その他関係する法令、条例、規則等

（２）　基準、仕様等

１）　共通（全て最新版とする）

・　水道施設設計指針（日本水道協会）
・　水道維持管理指針（日本水道協会）
・　水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
・　水理公式集（土木学会）
・　コンクリート標準示方書（土木学会）
・　道路橋示方書・同解説Ⅰ共通編（日本道路協会）
・　水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
・　水道工事標準仕様書（日本水道協会）
・　水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
・　土木工事共通仕様書（秋田県建設部）
・　土木工事共通特記仕様書（秋田県建設部）
・　施工管理基準・出来形管理基準・品質管理基準・写真管理基準（秋田県建設部）
・　共通仕様書（参考資料）（秋田県建設部）
・　設計業務等共通仕様書（秋田県建設部）
・　測量業務共通仕様書（秋田県建設部）
・　地質・土質調査共通仕様書（秋田県建設部）
・　現場技術業務委託共通仕様書（秋田県建設部）
・　日本産業規格（ＪＩＳ）
・　鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
・　土木製図基準（土木学会）
・　電気設備工事監理指針（一般社団法人　公共建築協会）
・　機械設備工事監理指針（一般社団法人　公共建築協会）
・　国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
・　その他関係する規格、基準、要領、指針等

２）　推進工法（全て最新版とする）

・　下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
・　トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
・　道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編（日本道路協会）
・　道路橋示方書･同解説Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編（日本道路協会）
・　道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編（日本道路協会）
・　道路橋示方書・同解説Ⅴ上下部接続部編（日本道路協会）
・　杭基礎施工便覧（日本道路協会）
・　杭基礎設計便覧（日本道路協会）
・　道路技術基準通達集（国土交通省）

・　道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
・　道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
・　道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
・　道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
・　共同溝設計指針（日本道路協会）
・　水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
・　改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
・　近接工事設計施工マニュアル（ＪＲ東日本）
・　改定解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）
・　工作物設置許可基準（国土交通省）
・　許可工作物技術審査の手引きについて（国土交通省）
・　その他関係する規格、基準、要領、指針等

（３）　積算基準（全て最新版とする）
・　水道施設整備費に係る歩掛表（国土交通省）
・　土木工事標準積算基準書（国土交通省）
・　下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
・　下水道用設計積算要領（日本下水道協会）
・　推進工法用設計積算要領（日本推進技術協会）
・　工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会）
・　土木工事数量算出要領（案）（東北地方整備局）
・　その他関係する積算基準等

２.７　事業実施状況のモニタリング

（１）　本市によるモニタリングの内容

本市は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が本市の定める要求水準に適合するものであるか、月１回程度開催する工程会議において確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び工事業務等の水準が要求水準を下回ることが判明した場合、また、提案内容と乖離がある場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

（２）　事業者によるセルフモニタリングの内容

事業者は、自らの業務実施状況が要求水準を満たしているか、提案内容と乖離していないかを確認することを目的としたセルフモニタリング計画書を作成し、本市の確認を得た後にセルフモニタリングを実施すること。

設計及び工事段階における報告は月報、年報により行い、本市へ提出すること。

第３章　プロポーザル応募の手続等

３．１　募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表 ３−１のとおりである。

表 ３−１　事業者の募集及び選定のスケジュール

実施内容	年月
実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和８年７月31日
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付（締切）	令和８年８月20日
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答の公表	令和８年９月11日
資料貸与	令和８年９月９日 ～10月２日
募集要項等の公表	令和８年10月８日
現場見学会	令和８年10月19日 ～10月20日
募集要項等に関する質問の受付（締切）	令和８年10月29日
募集要項等に対する質問への回答の公表	令和８年11月20日
応募資格審査書類の受付（締切）	令和８年11月27日
応募資格審査通知の送付	令和８年12月７日 ～12月11日
提案書類（見積・技術提案書）の受付（締切）	令和９年１月29日
技術提案書等に関するプレゼンテーションの詳細通知	令和９年２月10日
技術提案書等に関するプレゼンテーション	令和９年２月下旬
優先交渉権者の決定・通知	令和９年３月上旬
事業者選定結果公表	令和９年３月上旬
基本協定締結	令和９年３月下旬
業務委託契約締結	令和９年４月上旬
工事請負契約締結	令和９年10月前後

３．２　応募者の構成

（１）　応募者には、設計企業、管材企業、管工事企業を含むものとする。

（２）　設計企業、管工事企業はそれぞれ一企業とすることも、複数企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が設計企業、管工事企業を兼ねることはできない。なお、応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

（３）　構成員から協力企業への再委託、下請を可とする。協力企業については、地元企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元企業を活用するように配慮するものとし、建設企業及び管工事企業を少なくとも一企業配置すること。なお、各企業に必要な資格要件は、応募者の備えるべき応募資格による。

３．３　事業スキーム

本事業の事業スキームは、図　３－１に示すとおりとする。

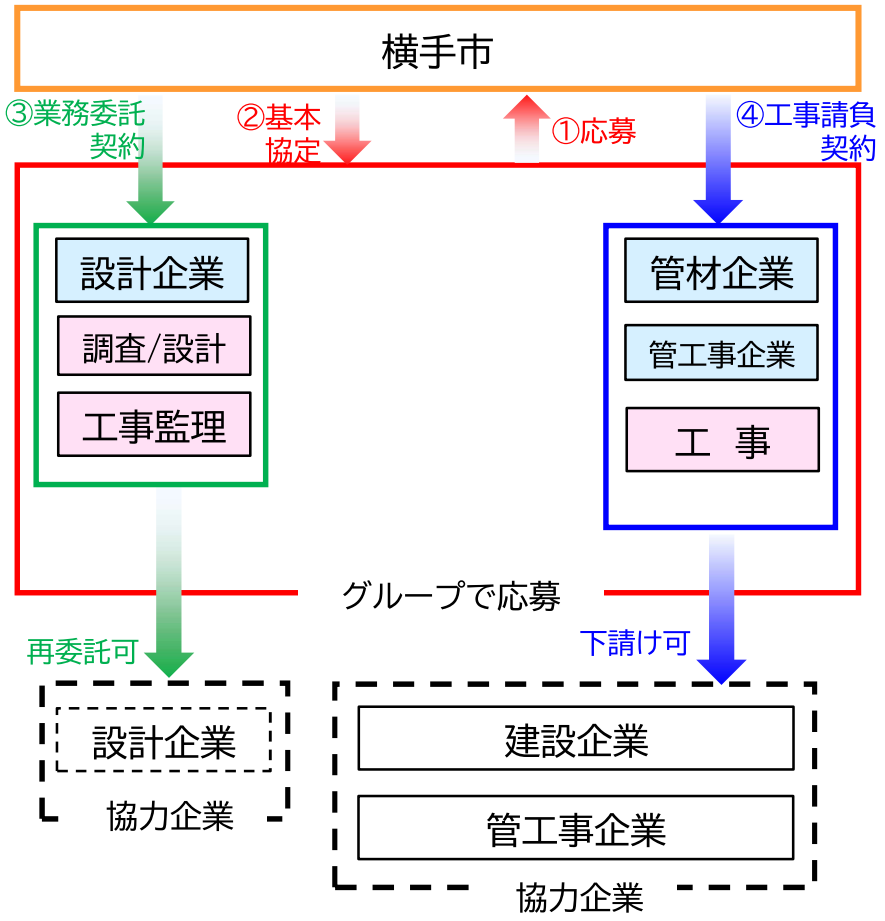


図　３－１　事業スキーム

３．４　プロポーザル応募に関する手続き

（１）　募集要項等に関する質問の受付・回答

１）　質問の受付

募集要項等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	募集要項等の公表から令和８年 10 月 29 日（木）午後４時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、送信者は電子メールの送信後、本市に対し、受付期間中の平日午前９時から正午又は午後１時から午後５時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。
質問書の様式	質問書様式１～４「募集要項等質問様式」に記入のうえ、添付ファイル（Excel 形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【横手市管路整備事業（ＤＢ方式第１期）に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	３．６　に記載の窓口

２）　質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと本市が認めたものを除き、下記ウェブサイトにて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	令和８年 11 月 20 日（金）
ウェブサイトアドレス	https://www.city.yokote.lg.jp/suido/index.html

３）　現場見学会

現場見学会を次のとおり開催する。

①　開催日

令和８年 10 月 19 日から 10 月 20 日まで

（午前９時から正午までと午後１時から午後５時まで）

②　対象場所

横手市内

③　参加人数

各社５名以内とする。

④　申込期限

令和８年 10 月 14 日

⑤　申込方法

電子メールによる現場見学会参加申込書（様式１）の提出

なお、送信者は電子メールの送信後、本市に対し、申込期間中の午前９時から正午又は午後１時から午後５時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。

⑥　申込先

３．６　に記載の窓口

⑦　注意事項

（ｱ）　開催日時については、申込者に別途通知する。

（ｲ）　同一社内で異なる部署からの申込みがないように、事前に社内で申込状況を確認すること。

（ｳ）　資料は各自必要に応じて持参することとし、現場見学会での資料配布は行わない。

（ｴ）　質問は質問書様式１～４「募集要項等質問様式」で受け付けることとし、現場見学会での質疑応答の機会は設けない。

（ｵ）　対象場所間の移動に際して、本市は車両等を手配しない。

（ｶ）　各対象場所において、申込者が手配する車両の乗入れを認める。

（２）　応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和８年11月24日（火）～令和８年11月27日（金）までの午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	３．６　に記載の窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	５．１　応募資格審査書類の「【様式Ⅰ】応募資格審査に関する提出書類」

（３）　応募資格審査の通知の送付

応募資格審査の通知は、以下のとおり実施する。

送付期間	令和８年12月７日（月）～令和８年12月11日（金）
送付先	代表企業に郵送にて送付する。

（４）　提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和９年１月 25 日（月）～令和９年１月 29 日（金）までの午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	３．６　に記載の窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	５．２　提案書類の「【様式Ⅲ】提案書類審査に関する提出書類」 ５．２　提案書類の「【様式Ⅳ】技術提案書」

（５）　プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和９年１月 25 日（月）～令和９年１月 29 日（金）までの午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	３．６　に記載の窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	５．１　応募資格審査書類の「【様式Ⅱ】辞退届」

（６）　プレゼンテーションの実施

本市は、基礎審査等を通過した応募者に対し、令和９年２月下旬に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に令和９年２月 10 日（水）までに通知する。

３．５　プロポーザル応募に関する留意事項

（１）　募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

（２）　費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

（３）　プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（４）　著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本市が必要と認める時には、応募者が了承した場合に（応募者が了承した範囲で）事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、原則的に使用しない。

ただし、本市に提出された資料は、横手市情報公開条例に基づき、応募者が了承した場合に（応募者が了承した範囲で）公開することができる。

（５）　産業財産権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

（６）　提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

（７）　提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

（８）　プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

１）　募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類

２）　事業名及び見積金額のない書類

３）　代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類

４）　事業名に誤りのある書類

５）　見積金額の記載が不明瞭な書類

６）　見積金額を訂正した書類

７）　一つの応募について同一の者が二以上の提案を行った書類

８）　提案書類の受付期間締切までに本市担当窓口に到達しなかった書類

９）　公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類

１０）　「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

（９）　応募者が１者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が１者のみであった場合は、「第６章　事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

（１０）　必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

３．６　担当窓口

手続きについての本市の担当窓口を以下のとおり定める。

【提出先等】

横手市上下水道部　水道課
〒013-0022 秋田県横手市四日町 3 番 23 号
（電話番号）　　0182-35-2252
（電子メール）suido@city.yokote.lg.jp

第４章　応募者の備えるべき応募資格要件

応募者の構成企業の資格要件は次のとおりとする。

４．１　応募者に共通する資格条件

（１）　応募者に共通する資格条件

１）　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

２）　地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号に規定する事実があったと認められる者にあっては、その事実があった後３年が経過していること。

３）　応募資格審査書類提出日から基本協定締結の時までの間に、本市の指名停止の措置を受けていないこと。

４）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

５）　役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）２条第６号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

６）　各配置技術者については、正当な理由があり、かつ同レベルの技術者等を用意できる場合については、事業期間中の変更を認めるものとする。

４．２　設計企業の資格条件

設計企業は次の（１）から（４）までの条件をすべて満たす者でなければならない。

（１）　募集要項等公表日現在において、横手市の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に業種名称「上水道及び工業用水道」で登載されており本社・本店、支社・支店、営業所等を秋田県内に有していること。

（２）　建設コンサルタント登録規程（国土交通省告示）に基づく、「上水道及び工業用水道」部門の登録を受けていること。

（３）　平成 28 年度以降に元請として水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、上水道の口径 150 ミリ以上の導水管路又は送水管路若しくは配水管路における詳細設計業務完了実績を有していること。

（４）　次の要件を満たす技術者をそれぞれ配置できること。ただし、同一の技術者が次の１）と２）を兼務することはできない。

１）　管理技術者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び工業用水道】）又は RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者。（応募資格審査書類提出日において、連続して３ヶ月以上の雇用関係

にある者であること。）

２）　照査技術者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び工業用水道】）又はRCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者。（応募資格審査書類提出日において、連続して３ヶ月以上の雇用関係にある者であること。）

３）　工事監理責任者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び工業用水道】）又はRCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者。（応募資格審査書類提出日において、連続して３ヶ月以上の雇用関係にある者であること。）

４．３　管材企業（代表企業）の資格条件

管材企業は次の（１）から（６）までの要件をすべて満たす者でなければならない。

（１）　建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第３条の規定に基づく「土木一式工事」又は「水道施設工事」に係る「特定建設業」の許可を受けていること。

（２）　募集要項等公表日現在において、横手市の建設工事入札参加資格者名簿に業種名称「水道施設工事」で登載されていること。

（３）　国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業であること。なお、グループ企業に国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業がある場合も可能とする。

（４）　平成28年度以降に元請として水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、上水道の管路ＤＢ事業の完工実績を有していること。

（５）　「土木一式工事」又は「水道施設工事」に係る監理技術者の資格を有する者で、当該管材企業と直接的な雇用関係にある者を専任で配置できること。ただし、工事請負契約開始時に契約日の３ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

（６）　設計施工の事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。また統括責任者は、本市との統括的な連絡窓口となるが、現場常駐義務はなく、設計施工期間における事業進捗に応じて、本市の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。

４．４　管工事企業の資格条件

管工事企業は次の（１）から（３）までの要件をすべて満たす者でなければならない。

（１）　建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第３条の規定に基づく「水道施設工事」に係る「一般建設業若しくは特定建設業」の許可を受けていること。

（２）　募集要項等公表日現在において、横手市の市内建設工事入札参加資格者名簿に業種名

称「水道施設工事」、格付「Ａ」で登載されていること。

（３）　平成 28 年度以降に元請けとして水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、水道用ダクタイル鋳鉄管の布設工事の実績を有すること。

４．５　協力企業のうち建設企業の資格条件

協力企業のうち建設企業は次の要件を満たす者でなければならない。

（１）　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下同じ。）第３条の規定に基づく「土木一式工事」又は「水道施設工事」に係る「一般建設業若しくは特定建設業」の許可を受けていること。

４．６　協力企業のうち管工事企業の資格条件

協力企業のうち管工事企業は次の要件を満たす者でなければならない。

（１）　建設業法第３条の規定に基づく「管工事」又は「水道施設工事」に係る「一般建設業若しくは特定建設業」の許可を受けていること。

４．７　応募者の制限

以下の（１）（２）に該当する者は、応募者となることはできない。

（１）　本事業のアドバイザリー業務に関わっている者

１）　株式会社日水コン　秋田事務所

２）　ＬＭ虎ノ門南法律事務所

（２）　アドバイザリー業務に関わっている者と関連がある者

１）　当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

２）　代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者。地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号に規定する事実があったと認められる者にあっては、その事実があった後３年が経過していること。

４．８　応募資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、本事業に応募することができない。

（１）　４．１　から４．６　に定める資格条件を満たさなくなったとき。

（２）　応募資格審査書類（当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をしたとき。

４．９　応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、４．１　から４．６　に記載されている資格要件を喪失した場合又は、応募資格書類に虚偽の記載をした場合は、以下の取扱いとする。

（１）　代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、応募者を失格とする。

（２）　構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が受注する予定であった業務について、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第５章　プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

５．１　応募資格審査書類

提出書類	様式
【様式Ⅰ】応募資格審査に関する提出書類	
・応募資格審査書類一覧表	様式Ⅰ－１
・参加表明書	様式Ⅰ－２
・応募者の構成企業一覧表	様式Ⅰ－３
・資格審査申請書	様式Ⅰ－４
・設計企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－５
・設計実績（設計企業）	様式Ⅰ－５－１
・配置予定技術者の資格（設計企業）	様式Ⅰ－５－２
・管材企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－６
・完工実績（管材企業）	様式Ⅰ－６－１
・配置予定技術者の資格（管材企業）	様式Ⅰ－６－２
・管工事企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－７
・完工実績（管工事企業）	様式Ⅰ－７－１
・協力企業のうち建設企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－８
・協力企業のうち管工事企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－９
・プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	様式Ⅰ－１０
・委任状（応募者の各構成企業の代表者から代表企業の代表者への委任状）	様式Ⅰ－１１
・会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	－
・上記書類データを全て保存したCD-R	－
【様式Ⅱ】辞退届	
・プロポーザル応募辞退届	様式Ⅱ－１

５．２　提案書類

提出書類	様式
【様式Ⅲ】提案書類審査に関する提出書類	
・提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－１
・提案書類提出書	様式Ⅲ－２
・見積書	様式Ⅲ－３
・見積金額計算書	様式Ⅲ－４
【様式Ⅳ】技術提案書	
・設計企業の実績一覧	様式Ⅳ－１
・管材企業の実績一覧	様式Ⅳ－２
・管工事企業の実績一覧	様式Ⅳ－３
・配置予定技術者の実績一覧	様式Ⅳ－４
・業務実施方針	様式Ⅳ－５
・業務実施体制	様式Ⅳ－６
・調査・設計計画	様式Ⅳ－７
・施工計画	様式Ⅳ－８
・管材調達計画	様式Ⅳ－９
・工期の確実性に関する事項	様式Ⅳ－１０
・維持管理に関する事項	様式Ⅳ－１１
・設計・施工・工期等に関するその他事項	様式Ⅳ－１２
・環境配慮に関する事項	様式Ⅳ－１３
・地域貢献に関する事項	様式Ⅳ－１４
・課題解決能力に関する事項	様式Ⅳ－１５
・上記書類データを全て保存した CD-R	－

第６章　事業者の選定方法

６．１　応募資格の審査

（１）　応募資格審査書類の審査

本市は、応募者から提出された応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

（２）　応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に定める応募資格要件を満たしているかを審査する。応募資格要件のいずれか一つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第４章　応募者の備えるべき応募資格要件」の各項目

（３）　応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業を通じて、書面で通知する。

６．２　提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。書類に不備がある場合は、原則として失格とする。ただし、軽微な不備については、この限りでない。この場合、本市は追加提出を求めることがあり、評価に反映する場合がある。

６．３　提案価格・基礎審査

（１）　提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

（２）　基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

（３）　結果の通知

本市は、提案価格審査及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知する。また、プレゼンテーションを行う応募者には、プレゼンテーションの日程を書面で通知する。

６．４　選定委員会

本市は、事業者の審査に際して、外部有識者等で構成する横手市管路整備事業（ＤＢ方式第１期）事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

６．５　プレゼンテーションの実施

提案価格審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

６．６　提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。
詳細については、「事業者選定基準」に示す。

６．７　最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。
また、次に総合評価点が高い提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、事業者選定基準に示す審査項目１～６の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、審査項目３が最も高い提案を最優秀提案として選定する。
なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。その際の順番は提出書類の受付順とする。

６．８　優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。
本事業に対する応募者が１者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。ただし、総合評価点が 60 点以上でなければならない。

６．９　審査結果の通知及び公表

本市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本市ウェブサイトで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、それぞれ、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、提案事業者数と優先交渉権者の代表企業及び構成企業の名称は公表するが、それ以外の応募者は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して７日以内に本市へ説明を求めることができる。

第７章　本市と事業者の責任分担

７．１　基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。この考え方より、設計及び施工に関するリスクは、原則として事業者が負担する。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、本市がリスクを負う。

７．２　予想されるリスクと責任分担

本事業で予想されるリスクについて､本市と事業者の分担を以下に示す。~~詳細については、業務委託契約書（案）及び工事請負契約書（案）に示すとおりであり、~~応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

表 7－1　リスク分担表（１／２）

●：主負担、▲：従負担

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
①共通事項	構想・計画リスク	1	本市の施策変更による事業の変更・中断・中止など	●	
	入札説明書リスク	2	入札説明書の誤り、内容の変更に関するもの	●	
	許認可リスク	3	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●	
		4	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
	法制度リスク	5	法制度・許認可の新設・変更によるもの	●	
	消費税変更リスク	6	消費税の変更に関わるもの	●	
	税制変更リスク	7	法人税率等、法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		●
		8	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	●	
	住民対応リスク	9	本施設の設置に関する住民反対運動等	●	
		10	事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に対する住民反対運動等		●
	環境問題リスク	11	本市が行う業務に起因する環境の悪化	●	
		12	事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に起因する環境の悪化		●
	第三者賠償リスク	13	本市の責に帰すべき事業期間中の事故	●	
		14	事業者の責に帰すべき事業期間中の事故		●
	安全確保リスク	15	調査、工事、維持管理等における安全性の確保		●
	事業者発注業務リスク	16	事業者が発注する業務の契約内容の変更等		●
	労務リスク	17	教育研修の関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保		●
		18	セクハラ・パワハラに関する事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		●
		19	事業者の従業員の不誠実行為（贈収賄、情報漏洩等）による業務停止、契約解除		●
	保険リスク	20	設計・工事・維持管理段階のリスクをカバーする保険		●
	金利変動リスク	21	通常想定される変動によるもの		●
		22	事業者の経営努力のみでは本事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲の変動によるもの	▲	●
	物価変動リスク	23	本工事に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（通常想定される範囲）		●
		24	本工事に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（事業者の経営努力のみでは本事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲の変動によるもの）	▲	●
	資金調達リスク	25	事業者の資金調達に関するもの		●
	国庫補助金未確定リスク	26	国庫補助金の交付に関するもの	●	
	構成員・協力企業リスク	27	構成員及び協力企業の能力不足等による事業の悪化		●
	債務不履行リスク	28	本市の責に帰すべき事由による（本市の債務不履行、埋蔵文化財の発見等）事業の中止・延期	●	
		29	事業者の事由による（事業破綻、事業放棄等）事業の中止・延期		●
	不可抗力リスク	30	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの（伝染病、テロ、ロックダウンなど含む）	●	▲
		31	台風、風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	▲
		32	地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	▲
	契約リスク	33	本市の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク	●	
		34	事業者の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク		●

表 7－2　リスク分担表（２／２）

●：主負担、▲：従負担

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
②計画設計段階	発注者責任リスク	35	工事請負契約の締結に関するもの	●	
		36	工事請負契約の内容に関するもの	●	
		37	工事請負契約の内容変更に関するもの	●	
	測量・調査リスク	38	本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
		39	遺産、遺跡の存在に関するもの	●	
		40	事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
	設計リスク	41	本市の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大	●	
		42	事業者の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大		●
③工事段階	施工ヤード確保リスク	43	施工予定地の確保に関するもの	●	
		44	施工に要する資材置き場の確保に関するもの		●
	土壌汚染リスク	45	土壌汚染に関わるもの	●	
	地中埋設物リスク	46	既設杭、場内配管等の地中埋設物に関するもの	●	
		47	上記以外（埋蔵文化財など）に関するもの	●	
		48	既存資料で把握及び想定可能なものに関するもの		●
	環境汚染物質リスク	49	撤去に伴うアスベストやPCBなど環境汚染物質の発見・対応に関するもの		●
	工事監理リスク	50	工事監理に関するもの		●
		51	工事現場管理に関するもの		●
	工事遅延・未完成リスク	52	本市の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大	●	
		53	事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		●
	施設性能リスク	54	要求性能不適合（施工不良を含む）		●
	施設瑕疵	55	更新整備対象範囲内に事業者が建設、改修した施設に関するもの		●
	安全性確保	56	工事現場における事故等の発生		●
	引渡前損害リスク	57	引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害等		●
④事業終了段階	事業終了時の移管手続きリスク	58	施設移管手続きに伴う諸費用の負担、事業者の清算手続きに伴う損益等		●
	事業終了時の施設状態	59	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		●

第８章　契約に関する事項

８．１　契約手続き

（１）　契約の条件

優先交渉権者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

ただし、本事業は予算成立を前提としたプロポーザルであり、予算が成立しなかった場合は基本協定の締結は行わない。その場合にプロポーザル参加者に生じた損失については本市では一切負担しない。

（２）　契約の解除

優先交渉権者が４．９　「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、本市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、４．９　（２）　「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本市が認めた場合は、この限りではない。

８．２　契約の枠組み

（１）　事業契約の概要

事業者は、はじめに、提案書類に示す設計額（提案設計価格）に基づき、業務委託契約を本市と締結する。ただし、詳細設計期間中に不可抗力により発生した変更については、変更契約の対象とする。

詳細設計の全部又は一部の完成後、提案書類に示す工事額（提案工事価格）と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた実施設計工事額に基づき、原則工区ごとに工事請負契約を本市と締結する。原則工区ごとの契約とするため、工区数に応じた契約本数となることが基本であるが、事業者提案により複数工区を一括して工事請負契約を締結することは可能とする。

（２）　対象者

契約の対象者は、以下のとおりとする。

項目	対象者
基本協定	応募者
業務委託契約	設計企業
工事請負契約	管材企業（代表企業）、管工事企業による JV

（３）　締結時期及び契約期間

項目	予定
基本協定締結	令和９年３月
業務委託契約締結	令和９年４月
工事請負契約締結	令和９年 10 月
業務委託契約期間	契約日の翌日から令和 13 年３月 （事業者提案により短縮可能）
工事請負契約期間	契約日の翌日から令和 13 年３月 （事業者提案により短縮可能）

８．３　契約保証金

業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

第９章　対価の支払い

９．１　費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項　目		該当する業務
設計	調査費	調査業務
	設計費	詳細設計業務
		各種申請等の補助業務
	工事監理費	工事監理業務
工事	工事費	工事業務
		各種許認可等の申請業務
		出来高精算業務

９．２　費用の調達

設計及び工事に要する費用は、本市が調達するものとする。

９．３　費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各契約書に基づき支払うものとする。

９．４　物価変動による設計及び工事費の変更

（１）　各種契約書に基づき協議するものとする。

（２）　事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合、本市と事業者が協議して対応を定めるものとする。